

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年5月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○西本 章一様（高栄西町） 10,346円

<設立50周年並びに解散に際して福祉推進のために>

○北見市リハビリ友の会様（北見市） 200,000円

<故人が生前お世話になったため>

○西澤 洋一様（幸町）	30,000円	○芦崎 裕子様（清月町）	30,000円
○山本 義則様（幸町）	10,000円	*北川 昌博様（端野町）	
○斉藤 誠司郎様（端野町）	30,000円	○竹下 トキ子様（端野町）	30,000円
○山本 英司様（端野町）	50,000円	○中林 信一様（端野町）	30,000円
○三好 長榮様（端野町）	20,000円	○馬淵 秀子様（常呂町）	30,000円
○新里 勝義様（常呂町）	10,000円	○岡田 靖子様（留辺蘂町）	10,000円
○藤本 恵子様（留辺蘂町）	10,000円	○信太 美智子様（留辺蘂町）	10,000円
○小川 靖太郎様（留辺蘂町）	10,000円	○藤原 政美様（留辺蘂町）	20,000円